

中山間地域等直接支払制度のしおり

(第4期対策 平成27~31年)

平成12年から行われてきた「中山間地域等直接支払制度」では、農業生産活動等を通じ、**中山間地域等の農用地を守る**ことを条件に交付金が支払われ、多大な成果を挙げてきました。

しかし、中山間地域等では、今後農業就業人口の減少や高齢化がさらに進行し、耕作放棄地の増加等により、農用地の持つ多面的・公益的な機能の低下が懸念されています。

そこで**第4期対策**では、集落の維持・強化の観点から制度の拡充が図られ、これまでよりもさらに**取り組みやすい制度**となっています。



中山間地域等は、農用地の持つ多面的機能によって、多くの県民の生命・財産と豊かな暮らしを守り、同時に重要な食料供給基地ともなっています。

山口県では、集落に関わる全員で集落協定に参加してもらい、これら中山間地域等の大切な農用地を次世代に引き継ぎ、地域の元気・笑顔を生み出す本制度を上手に利活用していただきたいと考えています。

♣平成28年度の改正

集落戦略を作成した場合、広域集落協定においては、農業生産活動が難しくなった場合などの遡及返還規定が緩和されます。

♣平成31年度の改正

交付金の個人配分に対する受給額上限が250万円から500万円に変更されました。また、担い手を支える地域の体制を強化するため、新たにモデル地区における試行的な加算措置を実施します。

(地域営農体制緊急支援試行加算)

中山間地域等直接支払制度のしくみ(第4期対策)

1 対象地域及び対象農用地

(1) 対象地域

特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法に指定された地域
県知事が指定する地域(特認地域)

(2) 対象農用地

1 ha以上の面的なまとまりのある農用地

又は、共同で農用地保全活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上の農用地

- ・急傾斜農用地(勾配が田で1/20以上、畑、草地及び採草放牧地で15度以上)
- ・緩傾斜農用地(勾配が田で1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満※市町村長が特に認めるもの)等

2 対象者

協定に基づき、5年間以上継続して、農業生産活動等を行う農業者等

- ・【集落協定】:集落協定に係る農用地において、耕作、農地管理等を行う農業者等
- ・【個別協定】:個別協定に係る農地の耕作を引き受ける認定農業者等

3 交付単価

(1) 傾斜農用地等の主な交付単価(体制整備単価(10割単価))

区分	急傾斜	緩傾斜
田	21,000円/10a	8,000円/10a
畑	11,500円/10a	3,500円/10a

※草地、採草放牧地の区分等も有り。

(2) 主な加算措置交付単価

区分		田	畑
集落連携・機能維持加算	集落協定の広域化支援	3,000円/10a	3,000円/10a
	小規模・高齢化集落支援	4,500円/10a	1,800円/10a
超急傾斜農地保全管理加算		6,000円/10a	6,000円/10a
地域営農体制緊急支援 試行加算※	人材活用体制整備型	3,000円/10a	3,000円/10a
	集落機能強化型	3,000円/10a	3,000円/10a
	スマート農業推進型	6,000円/10a	6,000円/10a

※地域営農体制緊急支援試行加算(平成31年度のみ)

※草地、採草放牧地の区分等も有り。

4 対象となる行為（協定農用地を守る取り決め）

交付金の対象となる行為は、「集落協定」又は「個別協定」に基づき、5年以上継続される農業生産活動等

(1) 5年間の最低限の農地管理活動等を実施【基礎単価(体制整備単価の8割)の交付要件】

分類	活動項目	具体的に取る行為
農業生産活動等 ■3つ全て実施 (必須要件)	集落マスタープランの作成	集落が目指す将来像とその実現に向けた活動計画(集落マスタープラン)を協定書に作成
	耕作放棄の防止等の活動 (1項目以上実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法面の崩壊を未然に防止のため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う ・協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う ・耕作放棄されそうな農用地を担い手農家や第3セクター等に利用権設定等を行う ・既耕作放棄地を協定農用地に含める場合の耕作放棄地の復旧等を行う ・作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う 等 ※管理の対象とする水路・農道等が、多面的機能支払制度の活動計画に定める施設と同一である場合は、2項目以上の実施が必要
	水路、農道等の管理活動	水路の泥上げ、農道の草刈り等
多面的機能増進活動 (必須要件)	多面的機能を増進する活動 (1項目以上実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺林地の下草刈り等を行う ・景観作物を作付ける ・体験農園の開設・運営を行う ・魚類・昆虫類の保護を行う(ビオトープの確保) ・粗放的畜産を行う。 ・棚田オーナー制度の実施、市民農園 等 ※法律で義務づけられている行為及び国庫補助事業の補助対象として行われる行為以外のもの選択することが必要

(2) (1)に加え、以下の要件を満たす活動を実施【体制整備単価(10割単価)の交付要件】

分類	体制整備活動の内容《活動水準》	
必須要件	農用地等保全マップの作成・実践	
選択的必須要件	A (2つ以上実施)	機械・農作業の共同化、高付加価値型農業の実践、農業生産条件の強化、担い手への農地集積、担い手への農作業の委託
	B (1つ以上実施)	新規就業者等による農業生産、農産物の加工・販売、消費・出資の呼び込み ※女性・若者等の参画
	C	集団的かつ持続可能な体制整備 《高齢農家でも安心して制度に参加できるよう、共同で支え合う仕組みを集落で取り決める》(協定外の作業組合、NPO法人等による耕作引き受けでも取組可能)

※10割単価を受けたい場合は、A、B、Cのどれか選択して取り組む必要がある

5 交付金の返還

(1) 交付金の返還

「集落協定違反等となる場合」

- ・協定農用地を耕作又は維持管理が行われなかった場合
多面的機能を増進する活動が行われなかった場合
水路・農道等の維持管理が行われなかった場合
→協定農用地のすべてについての交付金を協定認定年度に遡って返還
- ・協定農用地に含まれる耕作放棄地の復旧等が行われなかった場合
→当該耕作放棄地等農地分は、協定認定年度に遡って返還
※協定農用地のその他農用地は、当該年度以降の交付金の交付対象としない
- ・農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項等が行われない場合
→「体制整備単価－基礎単価」分を協定認定年度に遡って返還
- ・集落連携・機能維持加算、超急傾斜農地保安全管理加算が達成できない場合
→加算額を協定認定年度に遡って返還

※H28年度より、集落戦略を作成した場合は、遡及返還規定を緩和

(2) 返還の免責

- ・次のいずれかに該当する場合は、交付金の返還を免除
 - ア 農業者の死亡、病気、高齢、又はその家族の病気その他これらに類する事由により農業生産活動等の継続が困難と認められる場合
 - イ 自然災害の場合
 - ウ 土地収用法等に基づき収用若しくは使用を受けた場合又は収用適格事業の要請により任意に売渡もしくは使用させた場合
 - エ 農地転用の許可を受けて農業用施設用地とした場合等で次に掲げる場合
 - (ア) 農業者等が農業用施設を建設するに当たり、農用地区域内の農用地を農業用施設用地に転用した場合（農用地区域内の土地用途区分が農業用施設用地とされたものに限る）
 - (イ) 自己施工により農道又は水路に転用した場合
 - (ウ) 公共事業により資材置き場等として農用地が一時的に使用（土地収用事業等であり、事業終了後に農用地に復旧されるものに限る。）される場合 等
- ※ただし、病気の回復、災害からの復旧等を除き、当該農用地は当該年度以降の交付金の交付は行わない
- ※体制整備に取り組む集落協定においては、農業者の死亡等であっても返還免除は行わない。**ただしH28年度より、集落戦略を作成した場合は、規定を緩和。**